

「道路掘削及び復旧工事標準仕様書」の見直しに伴う

占用企業説明会 質疑・回答について

Q:仕様書改訂の施行は、2026年4月1日からということですが、今許可を得ているものの取り扱いは、どうなりますか。

A:現在既に許可を得ているものは、許可内容の通り進めて問題ありません。改定仕様書は、4月1日以降に許可申請する案件から対象です。

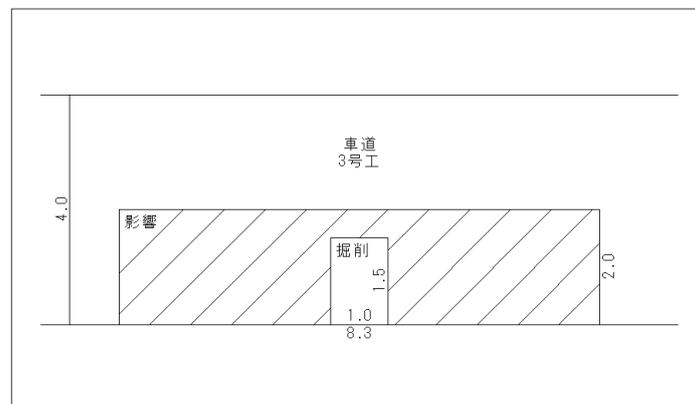
Q:新仕様書に移行するのにあたり移行期間は設けないのか、また設けない場合、適用の開始時期は4月1日の掘削許可から、それ以前は旧基準としていいのかについて、ご教授をお願い致します。

A:新仕様書に移行するのにあたり移行期間は設けません。改定仕様書は、4月1日以降に許可申請する案件から対象です。

Q:第21条2項にある舗装切断の汚泥に関する記載は、産業廃棄物となるので、必ず業者がバキュームで回収するようという趣旨を再確認したものという理解でよいですか。

A:そのとおりです。産業廃棄物として適切な処理を徹底するという趣旨です。

Q:即時本復旧面積について、下記のように掘削部分が小さい場合でも15㎡程度ということは8.3mくらいの舗装をしないとイケないのでしょうか。



A: 上限15㎡の復旧面積となります。

現場条件に応じた復旧範囲について、建設事務所との協議の上、決定してください。

Q:第 34 条の復旧時期について、記載している内容は通常の内容かと思いますが、今後何か特別な新しい許可が必要ということではないという理解でよいですか。

A:そのとおりです。今後、許可証に記載の期間から延伸した期間で「道路掘削工事延期願」または道路管理システムでは「道路占用変更許可申請」をご提出の上、許可を得てください。

Q:34 条について、60 日を超える場合は道路管理者の許可を得ることとなっておりますが、手続きについてご教授をお願い致します。また、様式等がありましたら併せてご教授をお願い致します。

A:仮復旧後 60 日を超え、道路掘削工事の許可期間を超える場合は、「道路掘削工事延期願」または道路管理システムでは「道路占用変更許可申請」をご提出の上、許可を得てください。

Q:工事期間が長く、許可期間内ではあるが仮復旧から本復旧工事まで 60 日を超える場合、許可期間内であっても道路管理者へ追加の許可など特別な手続きが必要となりますか。

A:既に許可されたものであるため、改めて許可を取り直す必要はありません。

Q:仕様書(案)第 36 条に記載されている下層路盤・上層路盤の区分および内容を適用すべきか、もしくは「付録－3構造図」の記載内容を基に解釈すべきかにつきまして、ご教示ください。

A:道路掘削占用許可申請時に、建設事務所から特に指示がないようであれば、付録－3道路掘削跡復旧構造図の記載内容に基づいてください。

Q:第 36 条(路盤工)にて1層当たりの仕上がり厚の記載がありますが、変更前後で人力施工の場合の記載がなくなっています(例えば、変更前は上層路盤で機械施工 15cm に対し人力施工 10cm との記載がある)。変更後は、人力施工であっても機械施工と同様の仕上がり厚で施工可能と考えてよろしいでしょうか。

A:そのとおりです。

Q:第 42 条の路面標示について、排水性舗装は開粒でも溶融でやってしまうと目が詰まりの懸念がありますが、スプレーでなくてもよいですか。

A:排水性舗装も区画線および路面標示は溶融で本復旧してください。

Q:第47条(復旧面積の算定)(3)の復旧工種のその他とは言葉通り、上記記載の特2号工や2号工以外の全ての号工ですか。(今まで2.0mも舗装していなかったインロクや平板も含むのか)

A:そのとおりです。「表-1 復旧工種別復旧延長」のその他は、表-1に記載がない号工を指します。

Q:(影響面積の算定)48条の算定方法は、全建設事務所で統一される認識で問題ないですか。

A:全建設事務所で統一です。

Q:第48条の舗装復旧面積計算で記載のある、Kやtの説明にある路盤厚は、上層路盤・下層路盤がある場合には、両方を加味した数字ですか。

A:tについては、付録-3「道路掘削跡復旧構造図」に記載されている新設舗装の路盤厚とします。

Q:第48条の数式のt(掘削部分の路盤の厚さ)について、付録-3「道路掘削跡復旧構造図」に記載されている路盤厚と現地の路盤厚が異なる場合は、どちらを採用すればよいですか。

A:tについては、既設路盤厚ではなく、付録-3「道路掘削跡復旧構造図」に記載されている新設舗装の路盤厚とします。

Q:第48条(影響面積の算定)(2)歩道の掘削部分の長さが2.0mの場合は、10cmずつ影響をとって2.2mの舗装で良いということですか。

A:アスファルト舗装で路盤厚が10cm(10号工など)の場合は、そのとおりです。

Q:第48条イ-(2).....距離が2m未満の時は、この部分を影響部分に含めて復旧面積とする。と記載されていますが電柱等の場合も適用されるのでしょうか。又、電柱等の建て替え等で復旧跡の距離が2m未満の場合も適用されるのでしょうか。

A:電柱等の建柱及び抜柱・点掘削は、第47条(1)に基づき、復旧を行います。

Q:道路掘削跡復旧構造図において 曲線部坂路中の交差点や縦断勾配7%以上の急坂路には滑り止め舗装とすることと記載されていますが電柱等の復旧は、現況に合わせた舗装材料で復旧してよいですか。

A:そのとおりです。

Q:48 条について、nの値に 1.2m を加えた値以上、またコンクリート舗装における膨張目地の場合は 1.8m との記載がありますが、その 1.2m 及び 1.8m についての出典先又は根拠についてご教授をお願いします。合せて、計算式にあるアスファルト舗装K値 1.0、コンクリート舗装のK値 1.4 についても、同様に出版又は根拠についてご教授をお願いします。

A: 出典（根拠）は、いずれも道路法施行規則第4条4の7に記載されています。

Q:48 条の歩道舗装について、舗装絶縁 2.0m 未満まで復旧としていますが、車道部は 1.2mとしており、その違いについてご教授をお願いします。

A: 説明会の冒頭でもお伝えしたとおり、規制・行政手続きの見直し提案を受け、内部資料であった「道路掘削跡復旧工事の復旧面積算定基準」を公表することとしました。

車道部の舗装絶縁線までの距離については、国土交通省近畿地方整備局の示方書を参考にして

います。
一方、歩道部については明確な基準がないため、これまでと同じ内容とし、変更は行っていません。

Q:コンクリート舗装からアスファルト舗装に復旧号工が変更となる場合、n 値等の考え方について教えてください。

A:既設と新設が同じ舗装の種類であることを想定しています。コンクリート舗装からアスファルト舗装に一部変更する場合は、影響範囲について建設事務所と協議の上、決定してください。

Q:歩道部の t:掘削府分の路盤厚さについて、透水性舗装のフィルター層は路盤厚さに含まれるのか教えてください。

A:フィルター層は含みません。

Q:第 47 条 3 号について、「道路幅員 4m 未満の路面復旧幅は全幅とすることが望ましい。」としているが、表-1との違いについて教えてください。

A:「表-1復旧工種別復旧延長」は延長方向の規定です。

Q:仮復旧が細粒から密粒に変更とのことですが、歩道部は乗入れも含めて細粒、車道部は密粒の仮復旧で良いのか教えてください。

A:そのとおりです。

Q:仮復旧について、車道部を細粒で復旧しても良いのか教えてください。

A:車道部の仮復旧を細粒度で希望される場合は、道路掘削許可申請時に建設事務所と協議して下さい。

Q:アスファルトは最大骨材粒径 20mm・13mm の記載があるが、路盤には最大骨材粒径の記載がない。申請の際に改めて確認するととらえてよいですか。

A:最大骨材粒径は 40mm が標準と考えておりますが、舗装施工便覧や舗装設計施工指針(日本道路協会)に基づく品質であれば、特に問題ありません。

Q:再生粒調碎石・粒度調整碎石の粒径等の指定はありますか。

A:最大骨材粒径は 40mm が標準と考えておりますが、舗装施工便覧や舗装設計施工指針(日本道路協会)に基づく品質であれば、特に問題ありません。

Q:路床材の指定はありますか。また、路床部において在来土が不良の場合には、路盤材で使用できる粒調碎石での埋戻しを行うことは可能でしょうか。(埋設管周辺及びその上端 15cm までは、良質土にて埋戻しいたします。)

A:基本的には真砂土等の良質土での置き換えを想定していますが、地下水等の影響を受けやすいなどの場合には、状況に応じて判断することになりますので、建設事務所と協議の上、材料を決定してください。

Q:埋設管周辺15cm以内は、真砂土等、良質土とあるが、再生砂・再生土の使用は可能か。

A:真砂土や良質な発生土の使用を想定しています。

Q:地下埋設物の埋設標示テープや埋設標示シートについては、各社に照会されるとのことですが、神戸市の仕様書に各社の仕様を掲載するという理解でよいですか。

A:そのとおりです。

Q:他行政では埋設標示テープや埋設標示シートの記載はありますか。

A:調査範囲においては、記載のないところの方が多いですが、記載のある自治体もあります。

Q:頻度は少ないと思うが、社内で仕様変更があった場合はどうなりますか。

A:仕様変更があれば、その都度改定を進めていきたいと考えています。仕様書の更新については、必要に応じて柔軟に対応していきたいと考えています。

Q:路盤工について、神戸市の「建設廃材再生使用基準」では、上層路盤・下層路盤の区別があり、下層であればクラッシャーラン使用可としているなどの表記があるが、本件の仕様書での改定内容では、「路盤工」表記に統一されている。この路盤工の表記については、上層路盤として考える理解でよいですか。

A:復旧号工では上層・下層の区分けをしていません。なお、考え方としては、密粒碎石・再生密粒碎石としており、上層路盤に相当するとご理解いただいで問題ありません。

その他、仕様書の変更要望を頂いておりますが、これについては次回仕様書改定の参考にさせていただきます。